

在宅医療を受けるとき

自宅で継続して療養を必要とする人が、かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションの訪問看護師などから療養上の世話や必要な補助を受けた場合、「訪問看護療養費」が支給されます。



受けられる
給付

訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

支給される額

かかった費用の 7 割

- 給付割合は年齢や所得によって異なります。詳しくは 55 ページをご参照ください。



こんなことに ご注意ください

- 介護保険からも給付を受けられるときは、原則として介護保険が優先されます。
- 交通費やおむつ代などの実費、営業時間外の対応など特別サービスを希望した場合は特別料金の負担が必要になります。

リリー健保の付加給付

リリー健保では自己負担がさらに軽減されるように付加給付を支給しています。

訪問看護療養費付加金

訪問看護療養費が支給される場合に、1 カ月の自己負担額の合計額（高額療養費は除く）から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

家族訪問看護療養費付加金

家族訪問看護療養費が支給される場合に、1 カ月の自己負担額の合計額（家族高額療養費は除く）から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

支払いは自動的に行われますが、支払いの時期はおおよそ 3 カ月後になります。

利用したいときは 医師に申込を

訪問看護は次のような流れで受けることができます。

